

～わが子を「いじめ・いやなこと」をしない子に わが子を「いじめ・いやなこと」から守るために～

佐倉河小学校「いじめ・いやなこと対策基本方針」を受けて

はじめに

「いじめ・いやなこと」を含め、どの児童にもまちがいや失敗は起こりうる、まちがいや失敗を乗り越えて児童の成長はあるという基本的な考えに立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、平成26年3月、【佐倉河小学校「いじめ・いやなこと防止対策基本方針」】を策定しました。27年度は内容の見直しを行い、改訂版を策定いたしました。この方針を受け、学校、家庭、地域でともに取り組んでいきましょう。

「いじめ・いやなこと」防止のための基本的な姿勢

- 学校、学級内に「いじめ・いやなこと」を許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の**人権感覚**を地域・各ご家庭の協力を得ながら高めていきます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における**豊かな人間関係**を築きます。
- 「いじめ・いやなこと」を**早期に発見し、適切な指導**を行い、いじめ問題を**早期に解決**します。
- 「いじめ・いやなこと」について**保護者・地域・関係機関との連携**を深めます。

1 「いじめ・いやなこと」とは

「いじめ・いやなこと」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心や体に影響を与える行為であって、いじめ・いやなことを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。(ネットいじめや無視、差別的な扱いも含む。)とします。

学校では、「いじめ・いやなこと」を訴えてきた児童の立場に立ち、この定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守る前提のもとに事実関係を確かめ、対応に当たります。

2 「いじめ・いやなこと」を未然防止するために

学校として

- 「いじめ・いやなこと・なやみ」に関するアンケート調査を年に3回(6月、11月、2月)行い、結果から児童の様子の変化などを**教職員全体で共有**します。(保護者向けは2回)
- 児童個別の教育相談を上記のアンケート調査に近い時期に行い、児童から個別に話を聞きます。また、いつでもだれにでも相談できることを児童に伝えます。
- 「いじめ・いやなこと問題」に対する研修を行い、具体事例等から、即実践に結びつくようにします。
- ネットにかかわるトラブルを想定し、「**情報モラル教育**」を確実に行います。
- 校長が、「いじめ・いやなこと問題」に関する講話を全校朝会で取り上げ、学校として「いじめ・いやなことは絶対に許されないこと」やいじめ・いやなことに気がついた時はすぐに担任始め周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝えます。

児童に対して

- 「いじめ・いやなこと」は決して許されないという認識を児童が持つような**さまざまな活動の中で指導**します。
- 児童一人ひとりが認められる、所属感が感じられる学級経営、ルールを守る学級作りを行います。
- 思いやりの心や命の大切さを**道徳指導や学級指導を通して指導**します。

- 児童が自己実現を図れるように、一人ひとりの子どもが生きる授業を行います。

教職員は

- 「いじめ・いやなことは決して許さない」という姿勢を教員が持っていることをさまざまな活動を通して児童に示します。
- 児童一人ひとりの変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努めます。そのために「いじめ・いやなこと」の問題についての理解を深めます。
- 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持ちます。
- 問題を抱え込まず、管理職に報告し、同僚に相談して協力を求める意識を持ちます。

保護者・地域に対して

- 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝えます。また、関係機関(相談ダイヤル等)についても知らせます。
- 「いじめ・いやなこと問題」の防止や解決には、学校・家庭・地域が連携を深め、同様の姿勢で取り組むことの大切さを校報や、各種懇談会等で伝えて、理解と協力をお願いします。
- ネットにかかわるトラブルの可能性をふまえ、通信機器は、大人が危険性をふまえて使用の仕方を子どもに指導できるように、PTAと一体となった取組を行います。

3 「いじめ・いやなこと」の早期発見・早期対応について

児童に対して

- 「いじめ・いやなこと・なやみ」に対して、苦痛を感じたときには、いつでも先生や大人に相談できること、一人で抱え込まないということを指導します。
- 「いじめ・いやなこと・なやみアンケート」として児童、保護者双方に配付しますが、生活全般についても苦痛に思っていることが早期に発見できるようにアンケート項目を策定し、安心して自由に記述できるようにします。
- 県内におけるいじめ相談窓口について「24時間子ども SOS ダイアル(いじめ相談電話)紹介カード」等、担任から説明をして配付します。

- いじめ相談電話 019-623-7830(なやみゼロ)
全国共通 24 時間いじめ相談ダイヤル 050-078310(なやみいおう)
- ふれあい電話
総合教育センター 0198-27-2331 教育事務所(県南) 0191-26-1419
いのちの電話 019-654-7575 子どもの人権 110 番 0120-007-110
ヤング・テレホン・コーナー(岩手県警) 019-651-7867
チャイルドライン 0120-99-7777
- 奥州市教育委員会 0197-35-2111

- 事実がはっきりとした後には以下のような指導を丁寧に行います。
 - ・加害児童への指導・・・いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめるか。心に響く指導。
いじめてしまう気持ちを聞き、寄り添いながら心の安定を図る指導。
 - ・被害児童への指導・・・安心して学校に登校できる体制作り、守られているという実感を持たせる具体的対応。
 - ・周囲の児童への指導・・・「見て見ぬふり」も「いじめ」となること。見つけたらやめさせる、担任の先生

等大人に知らせることの大切さを指導。

教職員は

- 教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について事実関係を早期に把握します。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、周囲も含めて構造的に問題を捉えます。
- 事実関係を把握するときには学校として組織的な体制のもとに行います。担任が聞き取ったり、事実確認をして対応、記録したりし、全職員が同一姿勢で取り組み、職員間の「報告・連絡・相談」を密にします。

保護者に対して

- 当事者の保護者に対して事実関係を正確に伝え、学校での指導、家庭での対応について、学校と連携し合っていくことを伝えます。
内容によっては、双方の保護者と学校の話し合いのもとに解決に導く場合もあります。

4 校内体制について

- 校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づけます。

講成 校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭とします。

(必要に応じて、該当学級の担任および学年主任も出席)

役割

- ・ いじめ防止基本方針の策定、見直し、評価等
- ・ いじめに係る研修会の計画立案
- ・ いじめに係る情報交換や未然防止、早期発見のための取り組み等
- ・ いじめアンケート調査および教育相談の実施と経過報告
- ・ いじめやいじめに関する事案が発生した場合の情報の迅速な共有と解決に向けての指導、保護者との連携に係る確認

開催→下記の時期で定期的に開催するほか、必要に応じて開催します。

4月頃・・・いじめ方針と年間の見通しの確認、教員研修の内容の検討

6月頃・・・第一回いじめ・なやみアンケートの分析、認知、対策

11月頃・・・第二回いじめ・なやみアンケートの分析、認知、対策

2月頃・・・第三回なやみアンケートの結果について

今年度の取り組みの反省と方針の実効性のある方針への見直し

情報の共有→「いじめ防止対策委員会」で話し合われた内容は職員会議等で情報共有を図ります。

- 地域や保護者に年度毎の取組や経過の様子について定期的にお知らせし、取り組みについての意見は真摯に受け止め、今後に活かしていきます。